

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市まちづくり基本条例(平成25年条例第30号。以下「基本条例」という。)

第30条第2項の規定に基づき、基本条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うため、恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会情勢の変化等を勘案し、基本条例の適合状況等について幅広い視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 基本条例制定時において選任された公募市民
- (3) 公募市民(市外からの通勤者及び通学者を含む。)
- (4) 恵庭市職員

2 前項第1号の学識経験者は、専門委員(恵庭市企画専門委員設置規則(昭和59年規則第1号)に規定する専門委員をいう。)の中から委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から検討の結果を市長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理し、会議を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を

聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開するものとする。ただし、委員長が会議に諮り決定した場合は、一部非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第8条 委員会は、会議終了後速やかに公開した会議の会議録を作成し、会議の資料とともに公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から実施する。